平素はJA高知県をご利用いただきありがとうございます。

当組合は、平成 31 年1月1日に 12 J A の合併と連合会機能の一部を統合し、発足しました。今回の合併・統合は、その規模もさることながら、連合会機能を J A 高知県の中に取り込んだという点がこれまでにない特徴であり、

さて、農業・農村・JAを取り巻く情勢は目まぐるしく変化しております。 国際情勢に目を向けてみると、昨年 12 月末にはTPP11、今年2月には日欧EPAが発効され、農業はかつてない市場開放を迫られました。現在の日米貿易協定交渉では、米国は日本に対しTPP以上の関税撤廃と早期合意を求めており、予断を許さない状況が続いています。

国内情勢では、農業者の高齢化・後継者不足や本県も大きな被害を受けた自然災害への対処等の課題がありますが、特に喫緊のものとして、政府が進める農協改革への対応が求められます。恣意的にJAを解体しようともとれるこの動きに対しては、組合員・地域の皆様から「JAは地域になくてはならない存在である」という評価をいただくことが必要です。そのためにJAグループでは全国を挙げて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を重点実施事項とし、「JAグループの自己改革」に取り組んでいます。JA高知県の発足も、事業や組織の再編により経営資源を集中することで、自己改革を達成するための有効な手段の一つとして選択されたものです。

JA高知県は、まだ発足したばかりですが、合併に参加した各JAがこれまで培ってきた組合員・地域の皆様との絆の上に成り立っています。皆様から「JA高知県ができてよかった」との声をいただけるよう、JA経営・運営に努めてまいる所存ですので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

高知県農業協同組合 代表理事組合長 武政 盛博

# 1. 経営理念

### <経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくります。

# 2. 経営方針(リレバン)

### <経営方針>

- 地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。
- 人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。
- 新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。

# <地域農業の振興に関する基本方針>

高知県は、家族経営である品目部会員を中心に、集落営農組織や大規模農業者、小規模兼業農家、高齢農業者などの多様な方々が農業に関わり、産地を形成しています。

JA高知県としては、これらの基本的な形は変えることなく、多様な方々が多様な 農業の担い手となり、地域農業を維持・発展させていくことを目指します。

それぞれの担い手のニーズに対応する施策を展開し、需要をとらえた農業生産の拡大を支援することにより、消費者・実需者のニーズに応えるとともに、JA高知県の総力を結集して、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域農業の振興に向け、全力で取り組みます。

#### 【基本対策】

- 品目部会員を中心とした産地の維持、発展
- 耕作面積の多くを占める水田を安心して任せることのできる、大規模農業者の 育成、集落営農組織や、JA出資法人などの設立・運営支援
- 高齢者、小規模農業者が農業を継続できる環境づくり

#### く安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに関する基本方針>

将来においても安心して暮らせる地域を作るためには、大人から子供まで人々が助け合うための関係づくりや、これを支える生活基盤の維持が欠かせません。

このため、JA高知県では、JAが地域のコミュニティの中心となるよう、人々が安心して集える場づくりとお互いの顔が見える関係づくりを、「くらしの活動」により実践します。また、総合事業により生活インフラ機能の役割を発揮し、地域の活性化に貢献していきます。

#### 【基本対策】

- くらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化
- 総合事業および多様な拠点を活かした生活インフラ機能の発揮
- 組合員のメンバーシップの強化

# 3. 経営管理体制

### ◇経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

# 4. 事業の概況(平成30年度)(法定)

平成21年11月の第31回JA高知県大会において、「新たな組織整備構想案を組織合意し、実現を目指す」ことを決議して以来、足掛け約10年に及ぶ協議・検討を経て、平成31年1月1日に12JAの合併と連合会機能の一部を統合し、JA高知県が誕生しました。

JA高知県発足に至る協議・検討の最中にも、政府が進める農協改革、農協法の改正、TPP11・日欧EPAの発効など農業・農村・JAを取り巻く環境に大きな変化をもたらす事柄が発生しました。

このような厳しい情勢の中、JA高知県は今回の合併・統合を、自己改革の重点 実施事項である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を達成 するための有効な手段の一つとして、組織や事業の再編や新たな取組を進めてまい りました。

営農指導事業では、品目担当専門営農指導員を配置し、より専門性を高める取組を進めたほか、記帳代行サービスを管内全地区で提供できるよう、体制整備やシステムの導入を行いました。

販売事業では、合併を見据えて新設した県外3事務所(仙台・金沢・広島)を含む県外事務所を拠点に卸売市場での営業力強化や、県域品目部会の設置による共販体制の強化に取り組みました。

購買事業では、出向く体制の確立に向けて、専任の営農経済渉外体制を強化したほか合併・統合メリットとして検討を行ってきた肥料・農薬50品目について、組合員にメリットを等しく還元できる予約価格を設定し、生産資材コストの低減を図りました。

信用事業では、合併・統合に伴う本部・地区間での事務調整・統一に注力し、組合員・地域の皆様が信用事業を安心して継続利用していただける体制づくりを行いました。

共済事業では、3Q訪問活動を通じ、組合員・利用者の皆様と密にコミュニケーションをとりながら、それぞれの生活に寄り添った共済プランを提案しました。

広報活動では、JA高知県の広報誌「こうぐり」を創刊・発刊するとともに、 JA高知県の認知度向上に向け、HPの開設やメディア等での宣伝活動、イメージ キャラクターなどの広報資材の開発に取り組みました。

また、平成31年1月よりJA高知県発足のご案内とともに、自己改革の取組についての組合員アンケートを実施し、組合員の声をこれからのJA運営に活かすほか、政府が進める農協改革に関して、組合員の声を反映できるよう総合事業のありかたや准組合員の利用規制に関する意思確認を行いました。

# 【平成30年度の事業実績】

(単位:千円)

|      |     |    |     |     |          |          | (— <u>    -     -                           </u> |
|------|-----|----|-----|-----|----------|----------|--|
| 区分   | 項   |    |     |     |          | <u> </u> | 30年度   |
| 財務   | 事   | 業  |     | 利   |          | 益        | 672,335  |
|      | 経   | 常  |     | 利   |          | 益        | 924,024  |
|      | 当   | 期  | 剰   | 余   | <b>\</b> | 金        | △466,606   |
|      | 総   |    | 資   |     |          | 産        | 743,111,126                                      |
|      | 純   |    | 資   |     |          | 産        | 41,210,594                                       |
| 信用事業 | 貯   |    |     |     | :        | 金        | 677,239,644                                      |
|      | 預   |    |     |     | :        | 金        | 586,946,995                                      |
|      | 貸   |    | 出   |     | :        | 金        | 70,103,195                                       |
|      | 有   | 価  |     | 証   |          | 券        | 14,150,721                                       |
|      | 国   |    |     |     | ,        |          | 8,807,056  |
|      | 7   |    | の   |     | ,        | 他        | 5,343,665  |
| 共済事業 | 長期  | 其  | 済   | 保   | 有;       | 高        | 2,201,121,422                                    |
|      | 短期  | 共済 | 新   | 契約  | ] 掛:     | <b>金</b> | 1,882,392  |
| 購買事業 | 購買  | 品供 | ŧ 給 | • 取 | 汉扱 i     | 高        | 10,798,815                                       |
| 販売事業 | 販 売 | 品販 | 克売  | ・取  | ₹扱ⅰ      | 高        | 21,183,068                                       |
|      |     |    |     |     |          |          |  |

# 5. 農業振興活動(リレバン、法定含む)

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け、各事業で以下の事項に取り組みます。

## 【営農指導事業】

品目部会ごとに所得向上目標(高収量・高品質・低コスト)を定め、事業間・農業者間で共有し、必要な事業の対策及び営農振興積立金を活用した助成事業の有効活用などに取り組みます。

また、集出荷場の再編等による出荷コストの低減対策や、大きな問題となってきている労働力不足対策に取り組みます。

これらの取組を行うために、営農指導体制を充実させることにより、技術指導の 強化を図るとともに、主要な品目担当専門営農指導員を中心とした研修を充実させ、 営農指導員の高位平準化をはかり、組合員の期待に応えることのできる営農指導員 の育成を図ります。

### 【販売事業】

販売戦略の構築と体制の強化を図り事業を展開します。特に、県域共販に基づく 大口顧客への計画供給を行う県共計を主体とした販売体制を拡充して販売力を強化 します。

また、JA高知県の目玉として設置した大規模直販所「とさのさと」は、多様な 農業者の所得向上を図るとともに、各地域をつないで安全で新鮮な高知県産の農畜 産物を提供することにより、生産者と消費者を安心で結ぶ懸け橋になります。

### 【購買事業】

生販購一体となった指導体制による資材の品目集約・規格統一により生産資材コストの低減に取り組みます。

購買事業本部と各営農経済センターとの連携を図り、地域に密着した事業運営を行うことにより組合員に評価される渉外活動に取り組みます。

また、研修会を実施し専門知識の習得などに取り組み、営農経済渉外担当者の資質向上、育成を図ります。

### 【信用事業】

信用と営農・経済部門との事業間連携を意識し、基幹作目に応じて、農業者を合同で訪問し、資金需要や経営課題の共有を通じ最も有利な資金対応をすることにより、農業者の満足度向上と所得向上に取り組みます。

#### 【共済事業】

農業リスク診断活動を通じた農業者の事業・生活基盤の安定化を図るとともに、担い手経営体のニーズに対応した保障提供を行います。

# 6. 地域貢献情報(リレバン、法定含む)

「地域の活性化」に向け、くらしの活動で掲げる4つの重点事項(食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動)を中心にして、地域コミュニティづくりに取り組みます。

また、中山間地等においては各事業を通じて、地域のライフラインを支えます。 当組合の資金は、その大半が組合員・地域住民の皆様からお預かりした、大切な 財産である「貯金」を源泉としております。また、当組合では資金を必要とする組 合員・地域住民の皆様方や、地方公共団体などにも貸出金を通じて資金を供給して おります。

# ①貯金残高

| ( | (単 | 什 | 千 | П | ( ) |  |
|---|----|---|---|---|-----|--|
|   |    |   |   |   |     |  |

| 項目    | 平成 30 年度末     |
|-------|---------------|
| 要求払貯金 | 210, 301, 021 |
| 定期性貯金 | 466, 938, 622 |
| 合計    | 677, 239, 644 |

### ②貸出金残高

| ())/ | /    |   | _ | _ |   | \ |
|------|------|---|---|---|---|---|
| (単   | 17   | • | _ | - | 円 | ١ |
| ( -  | ١٠/. |   |   |   |   | , |

| 貸出先            | 平成 30 年度末    |
|----------------|--------------|
| 組合員(みなし組合員を含む) | 51, 311, 319 |
| 地方公共団体・地方公社    | 12, 904, 832 |
| その他            | 5, 887, 043  |
| 合計             | 70, 103, 196 |

# 7. リスク管理の状況(法定)

### ◇リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

リスク管理とは、金融の自由化、国際化の進展に伴い信用リスク、市場、流動性、事務リスク等の様々なリスクが組合の経営に及ぼすものを、いかにコントロールして管理していくかということです。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などいろいろな弊害が発生してきます。当組合では様々なリスクに対する管理体制を強化し、経営の健全性維持と体質強化の取組を実施し、組合員・利用者の皆様に安心してご利用いただけるよう努めております。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要

案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

また、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクター(リスク要因)の変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計

画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、種類ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

# ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、電算センター等と連携をとりながらコンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努め、システムの万一の災害・障害等に備えた管理体制を構築しております。

### ◇法令遵守体制

#### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会 の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵 守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

## ◇金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、 JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等 の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口は、各支所窓口または下記までお問合せ下さい。

### 【信用事業】

信用事業本部 信用部 企画推進課

(電話:088-821-6172、平日午前9時~午後5時)

※ なお、JAバンクにおける金融ADR制度への対応は、JAバンク高 知ホームページ (https://www.jabank-kochi.jp/) をご覧ください。

## 【共済事業】

統括本部 総合企画部 企画管理課

(電話:088-821-6156、平日午前9時~午後5時)

※ なお、JA共済における金融ADR制度への対応は、JA共済ホームページ (http://www.ja-kyosai.or.jp/contact/sodan/) をご覧ください。

### ② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### 【信用事業】

愛媛弁護士会紛争解決センター (電話:089-941-6279)

岡山弁護士会岡山仲裁センター

※ ①の窓口またはJAバンク相談所(電話:03-6837-1359) にお申し出ください。なお、愛媛弁護士会紛争解決センターには、直接お申立ていただくことも可能です。

### 【共済事業】

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財)自賠責保険·共済紛争処理機構

http://www.jibai-adr.or.jp/

(公財)日弁連交通事故相談センター

http://www.n-tacc.or.jp/

(公財)交通事故紛争処理センター

http://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html 各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

### ◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部 監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告した のち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップ しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています が、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、 速やかに適切な措置を講じています。

# 8. 自己資本の状況(法定)

#### ◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は、16.55%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### 【普通出資による資本調達額】

| 項目                    | 内 容                         |
|-----------------------|-----------------------------|
| 発行主体                  | 高知県農業協同組合                   |
| 資本調達手段の種類             | 普通出資                        |
| コア資本に係る基礎項<br>目に算入した額 | 11, 197 百万円(前年度 1, 565 百万円) |

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リス

クの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、 内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

# 9. 主な事業の内容(法定)

# (1) 主な事業の内容

### 〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

### ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人 向けローンも取り扱っています。

### ◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

## ◇その他の業務及びサービス

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動 支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。 また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全 国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアーなどでも現金 引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

- ○各種自動受取(年金受取等)
- ○各種自動支払(税金、電気、電話等の公共料金、家賃等)
- ○給与(給料)振込サービス
- ○定時自動集金サービス (授業料等集金)

# 金融サービスのご案内

# ■主な貯金■

|     | <u>エ/J XJ 亚</u> 種 |        | 類  |   | 特 色 • 内 容  | 期間               | 預 入 金 額        |
|-----|-------------------|--------|----|---|--|------------------|----------------|
|     | 当 座               | 貯      |    | 金 | 安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。  | 制限なし             | 1円以上           |
| 3   | 普通                | 貯      |    | 金 | 手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。    | 制限なし             | 1円以上           |
| i   | 総合                | П      |    | 座 | 普通貯金の機能に加え、1冊の通帳に定期貯金・定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金の90%(最高300万円)まで自動的にご融資します。    | 制限なし             | 1円以上           |
| ļ   | 护 蓄               | 貯      |    | 金 | 普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。                                      | 制限なし             | 1円以上           |
| j   | 通 知               | 貯      |    | 金 | まとまった資金の短期運用に有利です。   | 7日以上             | 5万円以上          |
| 定   | 期日指               | 自定 定 ‡ | 朝貯 | 金 | 利率は市場実勢に応じて決定します。据置期間経過後は引き出し自<br>由で、一部の引き出しも可能です。                       | 最長3年<br>(据置期間1年) | 1円以上<br>3百万円未満 |
| 期   | スーパ               | 《一定    | 朝貯 | 金 | 短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選択できます。<br>利率は市場実勢に応じて決定します。                      | 1か月以上<br>10年以内   | 1円以上           |
|     | 大口                | 定期     | 貯  | 金 | 大口資金の高利回り運用に最適です。  | 1か月以上<br>10年以内   | 1千万円以上         |
| 貯   | 変動金               | ὲ利 定 ៎ | 朝貯 | 金 | 6か月ごとに市場金利動向に合わせて利率が変更され、金利環境の<br>変化に対応できます。                             | 1年以上             | 1円以上           |
| 金   | 据置                | 定期     | 貯  | 金 | 6か月の据置期間経過後はお引き出しが自由です。また、何回でも一部お引き出しが可能です。                              | 5年以内             | 1円以上<br>1千万円未満 |
| 積立型 | 積 立:              | 式定期    | 貯  | 金 | 毎月の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。   | 特に定めなし           | 1円以上           |
| 空貯金 | 定                 | 朝積     | Ę  | 金 | 毎月の一定額の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。                                     | 6か月以上<br>10年以下   | 1千円以上          |
| 財   | — 般               | 財形     | 貯  | 金 | 給料・賞与からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに最適です。  | 3年以上             | 1円以上           |
| 形貯  | 財形                | 年 金    | 貯  | 金 | 退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形住宅と合算して550万円まで非課税の特典を受けられます。         | 5年以上             | 1円以上           |
| 金   | 財形                | 住 宅    | 貯  | 金 | マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形年金と合算して550万円まで非課税の特典を受けられます。 | 5年以上             | 1円以上           |
| į   | 譲  渡              | 性      | 宁  | 金 | 大口の余裕金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。   | 7日以上<br>5年以内     | 1千万円以上         |

# 貯金のご利用にあたっての留意事項

貯金のご利用にあたっては、ご契約上の規定など、それぞれの商品の特色を窓口でおたずねいただくなど、ご確認の上、ご利用下さい。

# ■主な貸出一覧■

# □農業性資金

| 種類           | 対象  | 資 金   | 使          | 途     | 融                                       | 資          | 金    | 額                                      | 融                              | 資 期 | 間   |
|--------------|---|---|------------|-------|---|------------|------|--|--------------------------------|-----|-----|
| 農業近代化資金      | 認定農業者、認定就農者、認定就<br>農者に準ずる担い手(各種制限あ<br>り)            | 農業経営の改善を<br>設・機械全般の改<br>の前向き投資。また<br>運転資金。    | 良、造成、取     | 得のため  | 個人:1,800<br>(ただし、認:<br>業費の80%<br>法人:2億円 | 定農業者以<br>) | 以外の担 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 原則として<br>等の耐用:<br>以内           |     |     |
| 農業ジャンプアップ資金  | 年齢が20歳以上で、最終償還時76<br>歳未満の方                          | 農業近代化資金とに農地取得にも利                              |            | あり、さら | 個人: 1,500<br>法人: 3,000                  |            |      |  | 取得するが数以内で1ただし、農以内              | 5年以 | 力   |
| アグリマイティー 資 金 | 組合員資格を有している個人およ<br>び法人                              | 生産・担い手資金<br>加工・流通・販売資<br>地域活性化・地域<br>再生可能エネルギ | 資金<br>振興資金 |       | 総事業費の                                   | 100%以内     | ]    |  | 長期資金: (据置期間短期資金:               | 3年以 | 内)  |
| JA 営 農 ロ ー ン | 正組合員の資格を有する個人・法人<br>個人にあっては、契約時の年齢が<br>20歳以上71歳未満の方 | 営農に必要な短期                                      | 運転資金       |       | 300万円以序                                 | 勺          |      |  | 1年以内<br>※個人の<br>生日を超え<br>ることがで | て契約 | 更新す |

<sup>\*</sup>ご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。 \*上記資金以外にも取扱がございます。

### 口生活性資金

| 口工冶化貝並                   |   |                        |        |   |   |         |   |   |   |                         |      |     |
|--------------------------|---|------------------------|--------|---|---|---------|---|---|---|-------------------------|------|-----|
| 種 類                      | 対象  | 資                      | 金      | 使 | 途 | 融       | 資 | 金 | 額 | 融                       | 資 期  | 間   |
|                          | 組合員資格を有する方で、貸付時<br>年齢20歳以上66歳未満の方                             | 住宅の新築<br>の購入資金<br>金の借換 |        |   |   | 5千万円以内  |   |   |   | 35年以内                   |      |     |
|                          | 組合員資格を有する方で、貸付時<br>年齢20歳以上66歳未満                               | 住宅の増改きからのリフォー          |        |   |   | 1千万円以内  |   |   |   | 15年以内                   |      |     |
| JAマイカーローン<br>( ー 般 型 A ) | 組合員資格を有する方で、貸付時<br>年齢が満18歳以上75歳未満でか<br>つ最終償還時の年齢が満80歳未<br>満の方 | 自動車・バイ許の取得資金等          |        |   |   | 1千万円以内  |   |   |   | 10年以内                   |      |     |
|                          | 組合員資格を有する方で、貸付時<br>年齢20歳以上で、最終償還時の年<br>齢が満71歳未満の方             |                        | 独機関から作 |   |   | 1千万円以内  |   |   |   | 据置期間年以内(社内)             |      |     |
|                          | 組合員資格を有する方で、貸付時<br>年齢18歳以上で、最終償還時の年<br>齢が満71歳未満の方             | 生活に必要な                 | な一切の資  | 金 |   | 300万円以内 |   |   |   | 6ヶ月以上<br>宅ローンで<br>6ヶ月以上 | どが利用 | の方は |

<sup>\*</sup>ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。 \*上記ローン以外にも取扱がございます。

# ローンのご利用にあたっての留意事項

- . ローンについては、金利変動ルールなど、それぞれのローンの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。
- 。ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意下さい。

### ■公庫資金■

|   | - 4 4 4 4      |      |          |   |       |      |   |   |                          |      |      |    |                |     |    |     |
|---|----------------|------|----------|---|-------|------|---|---|--------------------------|------|------|----|----------------|-----|----|-----|
| I | 種              | 類    | 対        | 象 | 資     | 金    | 使 | 途 | 融                        | 資    | 金    | 額  | 融              | 資 : | 期間 | 1   |
| I | <受託先>日本政策      | 金融公庫 | (農林水産事業) |   |       |      |   |   |                          |      |      |    |                |     |    |     |
|   | 農業経営基盤強(スーパーL) |      | 認定農業者    |   | 設備資金、 | 運転資金 |   |   | (1貸付先に<br>個人…3億<br>法人…10 | 鬥    | 高限度額 | į) | 25年以内<br>10年以内 |     | 据置 | 期間  |
|   | 青年等就農          | 資 金  | 認定新規就農者  |   | 設備資金、 | 運転資金 |   |   | (1貸付先に<br>3,700万円        | 対する最 | 高限度額 | į) | 12年以内<br>年以内)  | (うち | 据置 | 期間5 |

<sup>\*</sup>上記資金以外にも取扱がございます。

# 各種信用手数料一覧表

為替手数料

(H31年1月4日現在)

| עייט 🗀                                | 丁双个个             |            |      |         |                |      |      | (110        | 午   万 4 口 玩 1工 / |      |  |
|---------------------------------------|------------------|------------|------|---------|----------------|------|------|-------------|------------------|------|--|
|                                       | 種 別              |            | 同一   | 店舗      | 本3             | 5店   | 県内·県 | <b>!外系統</b> | 他                | 行    |  |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |                  |            | 3万未満 | 3万以上    | 3万未満           | 3万以上 | 3万未満 | 3万以上        | 3万未満             | 3万以上 |  |
| 送金                                    | 手数料              |            | _    | _       | 432            | 2円   | 432  | 2円          | 648              | 3円   |  |
| % □                                   | 窓口振込手数料 電信扱      |            | 108円 | 324円    | 216円           | 432円 | 216円 | 432円        | 540円             | 756円 |  |
| 心口                                    | 1旅处于数科           | 文書扱        | _    | -       | 216円           | 432円 | 216円 | 432円        | 432円             | 648円 |  |
|                                       | 現金振込手数料          |            | 無    | 料       | 108円           | 216円 | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
| 自                                     | カード振込手数料         |            | 無    | 料       | 無              | 料    | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
| 動                                     |                  |            | 無料   |         | 無料             |      | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
|                                       |                  |            | 無料   |         | 無              | 料    | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
|                                       | 信漁連カード振込手        | 数料         | 無料   |         | 無              | 料    | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
| 視覚障                                   | がい者等に対する為替引      | <b>手数料</b> | ATN  | //カード振覧 | 込手数料 <i></i> 리 | 司額   |      |             |                  |      |  |
| ネッ                                    | トバンク振込手数料        |            | 無    | 料       | 無料             |      | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
| 法                                     | 振込               |            | 無    | 料       | 108円           | 216円 | 108円 | 216円        | 324円             | 432円 |  |
| 1 1                                   | 総合振込             |            | 無    | 料       | 108円           | 216円 | 108円 | 108円 216円   |                  | 432円 |  |
| В                                     | B<br>給与·賞与振込手数料  |            | 無料   |         | 無              | 無料   |      | 無料          |                  | 3円   |  |
| <b>+</b>                              | 電信扱<br>定時自動送金手数料 |            | 無    | 料       | 108円           | 216円 | 108円 | 216円        | 432円             | 648円 |  |
| 上品                                    | 可日别还亚宁奴科         | 文書扱        | _    | -       | 108円           | 216円 | 108円 | 216円        | 432円             | 648円 |  |

<sup>※</sup>他金融機関キャッシュカードにて当JAのATMを利用してお振り込みをされる場合、 振込手数料のほかに別途ATM手数料が必要となります。

# 代金取立手数料

|    | 種別       |     | 同一店舗 | 本支店  | 県内系統 | 県外系統 | 他行   |
|----|----------|-----|------|------|------|------|------|
| 代  | 高知手形交換所内 |     | 無料   | 216円 | 432円 | _    | 432円 |
| 金取 | 高知手形交換所外 | 普通扱 | _    | _    |      | 648円 | 648円 |
| 立  | 高和于形义换例外 | 至急扱 | _    | _    |      | 864円 | 864円 |

# その他為替手数料

| 種別   |           | 金額   |  |  |  |  |
|------|-----------|--|--|--|--|--|
| その他が | 送金組戻料     | 648円   |  |  |  |  |
|      | 振込組戻料     | 648円   |  |  |  |  |
|      | 取立手形組戻料   | 648円   |  |  |  |  |
| 為替手数 | 取立手形店頭呈示料 | 648円<br>※ただし、この金額を超える取立費用を<br>要する場合はその実費を申し受けます。 |  |  |  |  |
| 数料   | 不渡手形返却料   | 648円   |  |  |  |  |
|      | 離島回金料     | 無料   |  |  |  |  |

口座振替手数料 (1件ごと) (税込)

| 種別        |              | 同一店舗 | 本支店 |  |
|-----------|--------------|------|-----|--|
| 坐         | 窓口扱い(帳票渡し)   | 108円 |     |  |
| 振<br>替    | 自振扱い(CD・MT等) | 54円  |     |  |
| 定時自動集金手数料 |              | 108円 |     |  |

その他手数料 (税込)

| <b>その他手数料</b> (税込) |                              |  |              |              |  |  |  |  |
|--------------------|------------------------------|--|--------------|--------------|--|--|--|--|
| 種別                 |                              | 金額   | 種別           |              | 金額                                     |  |  |  |
| 各種証明書発行手数料         | 貯金残高証明書                      | 216円   | キャッシュカ       | 一片暗証番号照会手数料  | 540円                                   |  |  |  |
|                    | 貸付残高証明書                      | 216円   |              | 貯金通帳         | 540円                                   |  |  |  |
|                    | 融資証明書 ※                      | 1,080円   | 光行手数料        | 貯金証書         | 540円                                   |  |  |  |
|                    | その他各種証明書                     | 216円   |              | ICキャッシュカード   | 1,080円                                 |  |  |  |
| 発                  | 小切手帳(50枚)                    | 864円   |              | ローンカード       | 1,080円                                 |  |  |  |
| 行                  | 手形帳(50枚)                     | 1,080円   |              | JAカードー体型     | 648円                                   |  |  |  |
| 手<br>数<br>料        | 自己宛小切手(1枚)                   | 540円   | <b>克司尼</b> 森 | 10 4m        | 1依頼書 432円                              |  |  |  |
|                    | 署名判手数料口削除は無料)                | 2,700円   | 取引履歴明細       |              | 21枚以上は1枚ごと21円                          |  |  |  |
| 両替手数料              |                              | 「持込みの紙幣・硬貨の合計枚数」<br>か「受取の紙幣・硬貨の合計枚数」<br>のいずれか多い方の枚数に応じて<br>手数料徴収 |              | 1~100枚 無料 ~1 | 500枚 216円<br>1000枚 324円<br>0枚毎に 324円加算 |  |  |  |
| 保護預り               |                              | 国債窓販保護預り 年額  |              | 無料           |  |  |  |  |
| 法人JAネットバンク月額基本手数料  |                              | 照会・振込サービス  |              | 1,080円       |  |  |  |  |
|                    |                              | 照会・振込サービス+データ伝送  |              | 3,240円       |  |  |  |  |
|                    | 全額繰上返済手数料 ※<br>(保証機関付保証のみ対象) | 2,000万円以上  |              | 32,400円      |  |  |  |  |
|                    |                              | 1,000万円以上  |              | 21,600円      |  |  |  |  |
|                    |                              | 500万円以上  |              | 10,800円      |  |  |  |  |
| 住宅ロ                |                              | 500万円未満  |              | 5,400円       |  |  |  |  |
| モロー                | 一部繰上返済手数料 ※<br>(保証機関付保証のみ対象) |  |              |              |  |  |  |  |
| - ン関係              | 条件変更手数料 ※<br>(保証機関付保証のみ対象)   |  |              |              |  |  |  |  |
|                    | 金利変更手数料 ※<br>(保証機関付保証のみ対象)   |  |              |              |  |  |  |  |
|                    | 住宅取得控除年末残高証明書                |  |              |              |  |  |  |  |
|                    | 住宅取得控除年末残高証明書(再発行)           |  | 216円         |              |  |  |  |  |
| 住宅資金 (独自資金)        | 貸付留保金取扱手数料<br>※払出金額毎         | 払出金額   |              |              |  |  |  |  |
| 貸金庫(年間使用料)         |                              | 大 14,070円<br>小 10,368円   |              |              |  |  |  |  |

<sup>※</sup> 住宅ローン関係手数料については、合併後案件から適用する。合併前案件については、旧組合の手数料とする。 なお、合併前に正式申し込みを受け付けた場合でも、合併後に実行する案件は、全て合併後手数料を適用する。

<sup>※</sup> 証明書以外の手数料で徴収項目が複数同時発生した場合は、一番高い手数料のみ適用する。

### 〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

### [農業関連事業]

### ◇営農指導事業

営農指導事業は、技術・経営指導、農畜産物市場の情報提供、新しい作物や技術の導入 等、組合員の営農支援のための活動を行っています。

また個々の農家の技術・経営の指導だけではなく、地域農業戦略の策定、農地利用調整、生産部会活動支援等、営農企画業務も担っています。また、近年では、担い手の育成・確保、労働力確保、環境保全型農業の推進、安全な農畜産物の生産指導、農作業安全確保のための取組等の役割も重要になっています。

# ◇販売事業

組合員が生産した農畜産物をJAが集荷して販売することを販売事業と呼んでいます。 組合員が作ったものをどう有利に販売するかは、組合員の所得を高めることになるため、 JAの最も重要な事業です。

販売活動の過程で、需給調整や付加価値の向上のために、生産物を一定期間貯蔵・保管、加工する場合もありますが、これらの貯蔵・加工の諸事業も販売事業に含めるのが一般的です。

JAの販売事業は「共同販売」で行うため、「共販」とも呼ばれます。共販をすることによって、農畜産物の数量がまとまり、一定レベルの品質が均一にそろうことから、市場で良い条件での販売が可能になります。

### ◇購買事業

購買事業とは、JAが組合員に肥料、農機具、飼料等の生産資材や生活資材をできるだけ安く、良質なものを安定的に供給しようとするものです。購買事業は大きく2つに分かれます。

ひとつは、肥料、農薬、飼料、農機具等、組合員の営農活動に必要な品目の供給を行う 生産資材購買です。

もうひとつは、食品、日用雑貨用品、耐久消費財等、組合員や地域住民の生活に必要な品目を供給する生活資材購買です。

組合員から予約注文を受け、スケールメリットを生かしてメーカーと交渉し、低価格・安全・良質の資材を提供することが中心ですが、JAグループが自ら生産して組合員に供給することもあります

### ◇その他の事業

上記以外にも組合員のニーズをもとに、介護・高齢者福祉事業、生活指導事業など様々な事業を行っています。

# (2) 系統セーフティネット (貯金者保護の取組)

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

# ◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫(JAバンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの 柱としています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営 改善指導を行います。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組をしています。

## ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。